

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

（税 務 課）

一

告 示

○宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針

（総合交通対策課）

三

○県営土地改良事業の工事の完了

（農村振興課）

三

○漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出

（水産業振興課）

三

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

（大崎地方振興事務所）

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（教育庁高校教育課）

五

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

六

選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正

六

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中、「県指定金融機関」の下に、「指定代理金融機関又は収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。以下「県指定金融機関等」という。）」を加える。

第十九条の第三項中、「又は現金払込票」を削り、同条に次の一項を加える。

2 歳入歳出外現金のうち、差し押えた金銭、差し押えた有価証券に係る金銭債権の取立てによる金銭、差し押えた債権の取立てによる金銭、交付要求により交付を受けた金銭、公売保証金又は換価財産の買受代金を領収し、即日払い込む場合における前項の規定の適用については、同項中「県指定金融機関」とあるのは、「県指定金融機関等」とする。

別表様式第十九号の項を次のように改める。

（その一）

様式第十九号 現金払込書（その二）

規程第十九条の三

（その三）

様式第十九号（その二）の次に次の二様式を加える。

様式第19号(その3)

県 税

現 金 払 込 書 (換価代金等専用)

年度									
払込者		宮城県							
現金取扱員									
金	千	百	十	万	千	百	十	円	
ただし									
分									
上記の金額を払い込みます。									
年 月 日									
宮城県指定金融機関									
宮城県指定代理金融機関		御中							
宮城県収納代理金融機関									
		領 収 (日 付) 印							

(金融機関保管)

県 税

領 収 済 通 知 書 (換価代金等専用)

年度									
払込者		宮城県							
現金取扱員									
金	千	百	十	万	千	百	十	円	
ただし									
分									
上記の金額領収済につき通知します。									
年 月 日									
宮城県指定金融機関									
		領 収 (日 付) 印							

(県機関保管)

県 税

領 収 書 (換価代金等専用)

年度									
払込者		宮城県							
現金取扱員									
金	千	百	十	万	千	百	十	円	
ただし									
分									
上記の金額を領収しました。									
年 月 日									
		領 収 (日 付) 印							

(払込者保管)

附 則

この訓令は、平成二十年一月八日から施行する。

告 示

○宮城県告示第一号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)第八条第一項の規定により、平成二十年一月一日、宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針を次のとおり策定したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針

第一 基本方針の意義

この基本方針は、宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)以下「条例」といつ。(第八条第一項の規定により飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本的な事項について定めるものとする。

第二 知識の普及及び意識の高揚

飲酒運転を根絶するためには、県民一人一人に対し、飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚を図ることが重要であることから、市町村をはじめとした交通安全関係団体等と連携し、飲酒運転根絶の日及び飲酒運転根絶運動の日を中心として県民等(県民、事業者等、事業者団体、飲食店営業者等、駐車場所有者等をいつ。以下同じ。)に対する飲酒運転の根絶を呼びかける各種活動並びに各種広報媒体を活用した広報及び啓発等を実践し、もって県民等の飲酒運転の根絶に関する関心と理解を深め、飲酒運転に起因する事故のない安心で快適な交通社会の実現を目指すものとする。

第三 飲酒運転根絶重点区域の指定及び当該区域における活動

一 条例第十五条第一項の飲酒運転根絶重点区域(以下「重点区域」といつ。)は、酒類を提供する飲食店数、飲酒を原因とする交通事故件数及び飲酒運転による検挙者数などを勘案し、特に重点的に取り組む必要があると認める区域について指定するものとする。

二 前号の指定の期間は、二年とする。ただし、新たに重点区域を指定しようとする場合にあっては、指定の日から当該指定の日の属する年度の末日までの期間を二年に加えた期間とする。

三 重点区域においては、飲酒運転根絶を推進する組織の設置及び公安委員会が委嘱する飲酒運転根絶活動推進委員との連携による官民一体となった飲酒運転根絶活動等の取組を促進し、地域住

民等の飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、重点区域における取組等を重点区域外の地域にも周知し、その波及に努めるものとする。

第四 飲酒運転根絶のための推進体制

県内における飲酒運転の根絶を推進するため、県、市町村及び交通安全関係団体等で組織する宮城県飲酒運転根絶推進会議を設置し、飲酒運転根絶に関する各種活動の促進を図るものとする。

○宮城県告示第二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
中沖	経営体育成基盤整備事業	平成十九年四月二十三日

○宮城県告示第三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十年一月八日から平成二十年一月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 石巻市雄勝町名振字西九番地の一 永沼 義丸 石巻市雄勝町桑浜字羽坂八十七番地の一 阿部 忍	加入区 雄勝町東部加入区 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合 石巻市雄勝町船越字清水三百一十一番地 宮城県漁業協同組合雄勝町東部支所

○宮城県告示第四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、遠田郡南郷土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十年一月八日

宮城県大崎地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十九年十二月十四日	今川 清一	遠田郡美里町二郷字慶半四十二番地五	監事
平成十九年十二月十四日	須田 正明	遠田郡美里町二郷字代達一号十七番地	監事
平成十九年十二月十四日	木村 政美	石巻市北村字踏返一四番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成十九年十二月十三日	大友 耕正	遠田郡美里町練牛字八号三十五番地	監事
平成十九年十二月十三日	邊見 勝昭	東松島市大塩字荻窪五十三番地	監事
平成十九年十二月十三日	今川 清一	遠田郡美里町二郷字慶半四十二番地五	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県物品等電子調達システム運用・ヘルプデスク業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 契約期間 契約締結の日から平成二十三年九月三十日まで
 - 4 業務期間 平成二十年四月一日午前零時から平成二十三年九月三十日午後五時まで
 - 5 履行場所 宮城県内
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 情報セキュリティマネジメントシステム(ISSMS)適合性評価制度を取得していること。
- 8 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)の表上欄に掲げるテクニカルエンジニア(システム管理)試験の合格者又は当該試験と同等と認められる資格の保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。
- 9 過去三年以内に情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約(請負額二千万円以上に限る。)を履行した実績を有すること(運用保守で複数年契約しているものについては契約締結後一年以上経過しているものを含む。)
- 10 入札参加資格申請場所 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十年二月一日(金)までに提出すること。

三 入札書等の提出場所等

1 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県出納局契約課システム開発班(電話〇二二・二二一・三三三七)

2 入札説明書の交付期限
平成二十年一月三十日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十年一月二十八日(月)まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十年二月十八日(月)午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵便による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までには到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

平成二十年二月十九日(火)午前十時(開場午前九時四十五分) 第一入札室(宮城県行政庁舎一階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Operation and maintenance of an electronic bidding system and help desk services for Miyagi Prefecture (1 set)

2 Deadline for Bid : Monday, February 18, 2008, 5 : 00 p.m.

3 Contact : Systems Development Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3337

4 Language and currency used in contract procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種二号)二百二十キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成十九年十二月十八日

四 落札者の名称及び所在地 北日本石油株式会社仙台支店 仙台市宮城野区扇町七丁目六番十二号

五 落札金額 千八百十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成十九年十一月九日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十年一月八日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

一日 時 平成二十年一月十六日 午後二時

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 職員的人事について

2 指定管理者の指定について（宮城県ライフル射撃場）

3 宮城県美術館協議会委員の人事について

4 自然の家管理規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

七人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十六年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成十七年宮選管告示第九十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十年一月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻田久純

土井喜美夫石巻後援会の平成十六年分収支報告書の誤りの

1 収入・支出の総額中

「イ」 収入総額 1,138,700円、セ「イ」 収入総額 2,951,700円、ジ

「イ」 本年収入額 912,000円、セ「イ」 本年収入額 2,725,000円、ジ

「②」 支出総額 898,200円、セ「②」 支出総額 2,711,200円、ジ

2 収入・支出の内訳の

(1) 収入の内訳中

「イ」 寄附 487,000円、セ「イ」 機関紙誌の発行その他の事業による収入 2,300,000円、ジ

「イ」 寄附（内訳別掲） 487,000円、セ「イ」 平成16年土井きみおを囲む新春の集い 2,300,000円、ジ

「イ」 個人からの寄附 487,000円、セ「イ」

「イ」 合計 912,000円、セ「イ」 合計 2,725,000円、ジ

「イ」 寄附の内訳「イ」小計 487,000円、セ「イ」

(2) 支出の内訳中

「イ」 政治活動費 74,500円、セ「イ」 政治活動費 1,887,500円、ジ

「イ」 組織活動費 74,500円、セ「イ」 機関紙誌の発行その他の事業費 1,813,000円、及

び「イ」 a 政治資金パーティー開催事業費 1,813,000円、セ「イ」 a

「イ」 合計 898,200円、セ「イ」 合計 2,711,200円、ジ